

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この評価・監視は、地域活性化関係施策の効果的な実施に資する観点から、我が国の人口移動の現状やこれまで講じられた地域活性化施策の実施状況、国の支援施策の活用状況、効果の発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（8）、市区町村（262）、関係団体、事業者等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 11 事務所（青森、岩手、茨城、栃木、長野、石川、三重、山口、長崎、宮崎、鹿児島）

4 実施時期

平成 27 年 4 月～28 年 7 月

5 用語の説明

(1) 地域活性化 3 計画の概要

本結果報告書における「地域活性化 3 計画」とは次の 3 計画をいう。

① 地域再生計画

社会経済情勢の変化に対応した、地方公共団体の自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を図るための計画（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 1 条及び第 5 条第 1 項）

② 都市再生整備計画

社会経済情勢の変化に対応した、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に必要な公共公益施設等を市町村が重点的に整備するための計画（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「都市再生法」という。）第 1 条及び第 46 条第 1 項）

③ 中心市街地活性化基本計画

社会経済情勢の変化に対応した、中心市街地（注）における都市機能の増進及び経済活力の向上に関する施策を市町村が総合的かつ一体的に推進するための計画（中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」と

いう。) 第 1 条及び第 9 条第 1 項)

(注) 中心市街地とは、i) 相当数の小売業者及び相当程度の都市機能が集積し、市町村の中心としての役割を果たし、ii) 機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生じるおそれがあり、iii) 都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが当該市町村等の発展にとって有効かつ適切と認められる市街地をいう。

(2) 特別の措置

地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を作成した地方公共団体がそれらを国に申請して認定を受け、又は都市再生整備計画を作成した市町村がそれを国に提出することによって、次の措置が講じられることになっている。

- ① 地域再生法第 5 章の規定に基づく特別の措置及び地域再生基本方針(平成 17 年 4 月 22 日閣議決定)5 の 6) に基づく認定と連動して実施する支援措置
 - ② 都市再生法第 47 条第 2 項の規定に基づく交付金の交付
 - ③ 中心市街地活性化法第 4 章の規定に基づく特別の措置及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成 18 年 9 月 8 日閣議決定。以下「中心市街地活性化基本方針」という。) 第 2 章 5(2)及び(3)に基づく認定と連携した支援措置等
- 以下、上記①から③までを「特別の措置」という。